

市民参画と市民のみなさんの公益的活動を促進する条例を検討しています

みなさんのご意見をお寄せください

地方分権の時代にふさわしい、市民が誇りを持つことができる個性豊かな地域社会を実現するためには、市民のみなさんの市政への参画と、市民のみなさんによる公益的活動の活性化が必要です。このため、市では市民参画と公益的活動の意義を明らかにし、その健全な発展を促進する条例を検討しています。市民一人ひとりが真に豊かに暮らせる地域社会を実現するため、みなさんのご意見をお寄せください。

条例の考え方

目的

- ・市民のみなさんと協働（お互いが協力して参画すること）として市政を進めるための指針とします。
- ・政策形成への市民参画を促進します。
- ・市民のみなさんによる公益的活動を促進します。

概要

市民のみなさんや、市民のみなさんによる公益的活動を地域づくりのパートナーとして位置付けます。



条例づくりの検討委員会には、市民のみなさんも参加しています。

そして市、市民、公益的活動団体および事業者の責務を明らかにし、相互に役割分担することで、より効果的な協働体制を築きます。

条例のポイント

それぞれの責務

市：施策の実施、体制の整備、情報提供などを行うこと

市民：市政および公益的活動に進んで参画すること
公益的活動団体：活動を広く市民に理解されるように努めるとともに、市政にも積極的に参画すること
事業者（企業など）：公益的活動の重要性を理解し、支援に努めること

市の施策

活動拠点施設の整備、啓発・学習機会の提供、情報の収集・提供、公共サービスへの参入機会の提供など

ご意見のあて先はこちらです

提出方法 様式は問いません。住所、氏名、年齢、性別を明記のうえ、郵送・ファックス・eメールのいずれか
資料配布場所 市役所1階総合案内所 市役所1階市民参画課 行政サービスセンター（鳥取駅構内） 各地区公民館 鳥取市ボランティアセンター（さざんか会館1階） 鳥取市ホームページ（アドレスは表紙下段）
提出期限 2月7日（金）
提出先 郵送 / 市民参画課（20・3163） ファックス / 20 3053
eメール / public-c@city.tottori.tottori.jp



市民参画課
北川課長

みなさんのご意見
お待ちしております